

外部評価機関 第5回委員会 議事要録

1. 開催日時：令和7年3月25日（火） 10:00～12:00
2. 開催場所：－ ※Web開催
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 小野〔東京大学〕
 - 【委員】 平岩〔日本品質保証機構〕
上参郷〔電気安全環境研究所〕
 - 【オブザーバー】横山〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林(幸)、永野、廣瀬、西島〔日本電気協会〕

4. 配付資料：

※ 注：著作権の関係から、資料番号に下線が付いているものは、資料を配付せずに画面投影のみ。

- 資料 No.1-1 外部評価機関 委員名簿（令和7年3月25日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 外部評価機関 第4回委員会 議事要録（案）
- 資料 No.2 日本電気技術規格委員会について
- 資料 No.3 令和6年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について
- 資料 No.4-1 JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」
- 資料 No.4-2 JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」
- 資料 No.4-3 JESC E2011(2024)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」
- 資料 No.4-4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E2007(2014)、JESC E2008(2014)、JESC E2011(2024)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.5-1 JESC E2001(1998)「支持物の基礎自重の取り扱い」
- 資料 No.5-2 JESC E2012(2013)「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」
- 資料 No.5-3 JESC E2014(2024)「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」
- 資料 No.5-4 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（JESC E2001(1998)、JESC E2012(2013)、JESC E2014(2024)）（国へ提出した要請書）
- 資料 No.6-1 JESC E7001(2024)「電路の絶縁耐力の確認方法」

- 資料 No.6-2 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請及び報告 (JESC E7001(2024)) (国へ提出した要請書)
- 資料 No.7-1 JESC E6008(2024)「車両の往来が無く、人が常時通行することを想定しない山地に施設する高圧地上電線路」
- 資料 No.7-2 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請 (JESC E6008(2024)) (国へ提出した要請書)
- 資料 No.8-1 JIS C 8918(2023)「結晶系太陽電池モジュール」
- 資料 No.8-2 JIS C 8939(2023)「薄膜太陽電池モジュール」
- 資料 No.8-3 JIS C 61558-2-6(2024)「変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性—第 2-6 部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」
- 資料 No.8-4 JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」
- 資料 No.8-5 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JIS 規格との関連付けに関する要請 (JIS C 8918(2023)、JIS C 8939(2023)、JIS C 61558-2-6(2024)、JIS C 3010(2019)) (国へ提出した要請書)
- 資料 No.9 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準 (電気設備に関するもの) への適合性確認のプロセスについて (内規)の制定について (国の要件)
- 資料 No.10 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 民間規格評価機関に係る手続の見直しについて (第 30 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 資料 3 より)

5. 議事要旨 :

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が「外部評価等に係る要領」第 6 条で規定する全委員の出席 (3 名) を満たすことが報告され、委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より横山係長の参加について報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より議題及び配付資料について説明後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 第4回委員会 議事要録(案)の確認

(審議)

事務局より、資料 No. 1-3 に基づき、前回の第4回委員会 議事要録(案)について説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

5-5. 日本電気技術規格委員会について

事務局より、資料No.2 に基づき、日本電気技術規格委員会について説明があった。なお、資料は最新の情報を反映したものとなっている。

また、参考資料に基づき、関連する情報として、3月17日開催の第30回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会の中で、JESC に関する事項について報告があった。

主な内容は、次の通り。

- ・ JESC の活動は、民間規格評価機関としての要件に則り、適切に運営されていることが確認された
- ・ 電気事業法において、関係する外部組織の確認を3年ごととしているものが存在するため、JESC の活動についても電力安全小委員会の確認を3年ごとに変更する(内規の改正後に実施)

以下に主なコメント等を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：外部評価機関委員会については、変更なしと考えて良いか。

A1：変更はない。

5-7. 令和6年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について

(審議)

事務局より、資料No.3 からNo.8-5 に基づき、令和6年度 日本電気技術規格委員会において実施した民間規格等リスト化の評価プロセスに関する適合性確認について説明があった。

審議の結果、本件は承認された。

以下に主なコメントを示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：資料No.3 P7、委員会の審議対象ではないかも知れないが、JESC E2007(2014)は、今後も電技解釈で規格を継続して引用するとの確認結果となっている。しかし、規格が引用している IEC は廃止となっている。引用規格が廃止された場合でも、電技解釈で継続して引用することに問題はないのか。

A1：一般論ではあるが、引用している規格が廃止された場合、既存の規格で引用できるものがあれば引用先を変更する。引用できる規格が無い場合は、電技解釈の趣旨

に整合しているかを確認し、整合していれば規格を継続して引用して良いとの判断となる。

Q2：JESC E2007(2014)は、今後も廃止した IEC を継続して引用することになるのか。

A2：廃止した IEC を引用することはできないため、継続して引用することはない。

Q3：引用している IEC が廃止になった箇所について、規格の内容を修正したか。JESC E2007 は改定ではなく定期確認であるため、規定内容は変更していないと思われる。

A3：規格本文ではなく解説の部分の修正を行ったため、改定ではなく定期確認となっている。規格の詳細については委員会後に確認する。

※確認の結果、廃止となった IEC 61200-413 の取り扱いは、解説で明確化しており、現在有効である IEC 60364-4-41 で内容が継続されている旨が追記されている。

Q4：資料No.3 P16 他、民間規格評価機関の要件（3）評価プロセスの「②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない」の項目に対し、説明欄で「分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した「民間規格等」を付議することができる。」とある。「必要な場合」とはどのような場合であるのか。

A4：必要な場合とは、分担金を負担しない団体が JESC での審議を依頼する場合が該当する。実際に一昨年及び今年の JESC において、分担金を負担していない団体であるクリーン燃料アンモニア協会の案件を審議した。なお、分担金を負担していないため、審議に係る実費を審議経費として頂いている。

C1：「分担金を負担しない団体」との記載は、JESC の審議に関係ない団体が JESC に参加し、審議を妨げる場合があるのではないかとこの心配があったため確認した。内容を理解した。

Q5：資料No.3 P74 他、「1. 委員会の審議、議決状況」の説明欄において、第 126 回 JESC では「議決権を持たない委員 2 名」との記載がある。議決権の有無には、どういった線引きがされているのか。

A5：審議対象の JIS は、民間規格等作成機関である電気設備技術基準関連規格等調査委員会で審議が行われた。JESC 委員と電気設備技術基準関連規格等調査委員会委員を兼ねた 2 名が利害関係者となったため、双方の委員を兼ねた JESC 委員は議決権を持つことができない。

Q6：資料No.3 P74 他、第 11 回プロセス評価委員会で審議した 4 件の JIS は、第 126 回 JESC において議決権を持たない委員 2 名がいたとのことで良いか。

A6：その通り。JIS の 4 件は、電気設備技術基準関連規格等調査委員会から一括して JESC に審議を上げたものであるため、全て同じ扱いとなる。

Q7：利害関係者は議決権を持たないというのは、どこでルール化されているのか。

A7：資料No.10 P2、委員会規約 第 6 条において、「審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、決議に参加できない。」と規定されている。

6. その他

事務局より、次回の委員会は、2026年3月19日（木）13:30から開催する予定であるとの説明があった。

以上